

平成 28 年度
京都市立楽只小学校
学校経営方針

校長 石井 正

平成 28 年度

楽只小学校の学校経営方針

【学校教育目標】 「自ら学び、自ら拓く（自主自律）」

～一人一人を徹底的に大切にし、子どもの力を伸ばす教育の推進～

【めざす子ども像】 *進んで学習する子ども

- *言葉の力がある子ども（「読む」「書く」「話す」「聞く」の力のバランス）
- *自分も友だちも大切にして、共に行動する子ども
- *心と体を鍛え、自らの未来を拓く子ども

【めざす教職員像】 *授業実践力の向上に努め、自らを高めようと努める教職員

- *好意と期待の眼差しをもって児童理解に努め、根気よく取り組む教職員
- *柔軟で豊かな思考力・発想力・創造力・行動力を発揮する教職員
- *自らの人権感覚を磨き、高い人権意識を有する教職員

【めざす学校像】

- *子どもが楽しく通う学校
- *教職員が生き生きと働く学校
- *保護者・地域と共に子どもを育む学校

「自ら学び、自ら拓く（自主自律）」

～一人一人を徹底的に大切にし、子どもの力を伸ばす教育の推進～

学校を開く

- ・学校運営協議会
- ・P T A ・ 地域との連携
- ・保小連携
- ・小小連携
- ・小中連携
- ・小大連携
- ・児童館との連携
- ・近隣の人権・福祉施設との連携

確かな学力

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用
- ・問題解決的な学習や探究活動の充実
- ・言語活動の充実
- ・グローバル化時代における実践的な英語力の育成
- ・理数教育の充実
- ・LD 等支援の必要な子どもの学力向上
- ・幅広い学力の向上
- ・結果分析と課題克服

豊かな心

- ・道徳教育の充実
- ・豊かな感性・情操を育む教育の充実
- ・規範意識の育成
- ・支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり

健やかな体

- ・運動やスポーツの実践と体力向上
- ・保健教育の充実
- ・食に関する指導の推進
- ・安全教育の充実
- ・防災教育・防災管理の充実

学力向上

- ・基礎・基本の定着・活用
- ・授業改善
- ・調査・分析
- ・読書活動の推進
- ・ICT の活用
- ・家庭学習の充実

【人権のための教育】 人権文化の担い手としての技能と実践力

○児童の日常の具体的な行動として

○教職員の日常の言動の中で

【人権としての教育】

- “人権を支える学力保障”
- ・普通授業の充実
- ・幅広い学力（土曜学習等）
- ・もれなく力をつける機会
- ・確かな結果を

【人権を通しての教育】

- “人権を支える環境・風土”
- ・安心な居場所としての学級
- ・豊かな人権文化の学校風土
- ・規範意識の育成（学習規律）
- ・確かな教職員の人権意識

【人権についての教育】

- “人権についての知識・理解”
- ・個別の人権課題
- ・総合的な学習の時間
- ・道徳の時間
- ・同和問題指導など

【保護者・地域】

- 人材・機会提供
- PTA 活動・地域諸団体

【教職員】

- 教育公務員（公立校）として
- 責務の自覚と資質向上
- 指導と評価の一体化

【教育関連諸機関】

- 大学・小学校・中学校・幼稚園・保育園・児童相談所
- ・児童館

《学校目標解説編》

I 学校教育目標

「自ら学び、自ら拓く（自主自律）」

～一人一人を徹底的に大切にし、子どもの力を伸ばす教育の推進～

〈本校児童の実態から〉

○素直さ、人なつこさ、優しさ

本校児童は、素直で、言われたことは、何事も一生懸命やろうとします。大人に対して、人なつこく話しかけてくる子どもも多くいます。また、福祉施設や地域のお年寄り、低学年児童、保育園児などと接する際には、相手のことを思いやり、優しい言葉かけや行動をすることができます。

●自主自律・自信⇒依存心・不安

自分から困難に立ち向かっていくよりも、周りの大人に頼る傾向が強くあります。これについては、少人数であるが故に、大人側が子どもの依存心を助長するような対応をしているという反省もあります。何事につけても自信をもって行動することができにくい子どもがいます。また、過去に行ってきたことを踏襲しようとする傾向があり、新しいものに挑戦しようとする姿勢に弱さが見られます。

●「狭い学力」・「広い学力」

基礎的・基本的な知識や技術の習熟・既習事項の定着が不十分な子どもがいます。情報を論理的に整理し、自ら課題解決をしていこうとする意欲や根気を欠ける子どもがいます。

また、様々な体験活動など、学力のすそ野を広げるような経験や体験が十分ではありません。特に、文化芸術面での経験の少なさが際立っています。

●不規則な生活習慣

家庭の影響が大きく、生活が不規則で、就寝時間がおそくなる子どもがいます。食事についても、朝食を食べて来なかつたり、食べても十分な内容とは言えなかつたりする場合が見られます。その結果、家庭の都合で休んだり、体調不良を起こやすかつたり、朝起きられずに欠席したりする傾向が見られます。

●言語力・コミュニケーション能力

言語力を支える基本的な語彙や読解力が不足しています。特に、文章を正確に読み取る力が不十分で、問題文の意図がくみ取れず、正答を導けない場合が見受けられます。徐々に、自分の考えを相手に分かりやすく伝えることができるようになったものの、相手の考えを聞いて、自分の考えと比較したり、自分の考えをわかりやすく書いたり、臨機応変に対応したりする力はまだ十分とは言えません。

本校児童は、司会や集会等での挨拶、校内放送の原稿など、決められた言葉や覚えたセリフを一生懸命に言おうとします。しかし、それは、文字通り読んでいるだけであつたり、覚えたことを思い出しながら口にしているだけであつたりします。相手意識をもって、伝えたい中身を十分に理解して伝えているかというと不十分さが見られます。

〈「生きる力」を伸ばす〉

個々の子どもには、潜在的な力があります。十分な環境や条件が整わないとために、その力を十分に發揮することができない子どもがいます。その多くは、経済的な理由や家庭の教育に対する姿勢の影響から、自分の潜在的な能力を十分に伸ばす環境にないためです。

経済的な困難さは、それだけにとどまらず、「不十分な衣食住」「不健康」「虐待・ネグレクト」「親の長時間労働」「親のストレス」「子どもの健康」「無力感・ボイスレス」「親族・近隣からの孤立」と密接に関連し、悪循環の連鎖を生み出すという指摘^{*}がされています。

学校が家庭の環境を改善することは極めて困難ですが、この連鎖を断ち切るのは、同和教育の例を見るまでもなく、教育に負うところが大きいと考えます。本校は、これまでの伝統を引き継ぎ、目の前にいる課題を背負わされた子どもたちを決して見捨てない、一人一人を徹底的に大切にする教育を推進してきました。これからも「できない」「わからない」という実態を決して子どものせいにしません。その背景を分析し、課題を達成するための手立てを工夫します。子どもたちの潜在的な能力を引出し、子どもたちに「生きる力」^{※資料1}（＝知・徳・体のバランスのとれた力）を育てる取組を推進していきます。知・徳・体とは、次のように考えています。

「知」。つまり、「確かな学力」。しっかりと知識と技能を身につけることです。さらには、学ぶ意欲、自分で課題を見付ける、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等を含めたものです。判断力、想像力、創造力、思考力、表現力すべてと考えてよいでしょう。

「徳」。つまり、「豊かな心」。社会で生きていく上で必要な道徳心と行動力を身につけることです。豊かな人間関係を結ぶ力を身につけ、集団の規律を守り、しっかりととした社会生活を送っていくための基盤づくりです。もちろん、身につけたことを実際に実行しなければなりません。つまり、日常生活の中で、実際に道徳的な規範意識に基づいた行動をとれることが必要です。いくら立派なことが言えても、日常の行動の中で、道徳心に基づいた行動がとれるかということが大切なのです。

「体」。つまり、「健やかな体」。健康第一です。体の健康が、心の健康と密接に関わっていることは、今更言うまでもありません。様々な活動をするためには、十分な体力と健全な心身の育成を図らなければなりません。特に、子どもにとっては、「早寝・早起き・朝ごはん」に代表されるような生活習慣の確立や健康を支える食習慣の確立が、心身の健康を支える重要な要素です。種々の調査においても、望ましい生活習慣の確立と学力との相関関係が指摘されています。生活時間という点については、大人である保護者に委ねる部分が多いのですが、子ども自らにも、自分の健康を守るために自律的に生活していく力を育てたいものです。少々のことではくじけない、苦しいことにも耐えられる体力と勇気や根気が必要です。

これらの知・徳・体の三つの力をバランスよく獲得していくことが、自らの夢や未来を切り拓くための「生きる力」となっていくのです。

（※「子どもに貧困を押し付ける国・日本」　光文社新書　山野良一著より）

II めざす子ども像

*進んで学習する子ども

基礎・基本の力を活用して、自ら意欲的に学ぼうとする子どもを目指します。学ぶ主体は子どもです。自ら課題を見つけて、自力で解決していく力の育成が求められています。そのためには、何よりも学びそれ自身が楽しいものであると実感できる取組を進めます。

*言葉の力がある子（「読む」「書く」「話す」「聞く」の力のバランス）

言葉に関する基礎的な知識をもち、言葉の力を駆使して自らの考えを話したり書いたりして、堂々と表明できる子を目指します。コミュニケーションの多くは、言語を介して行われます。

日本語に限らず、豊かなコミュニケーションができる子どもを目指します。

*自分も友だちも大切にして、共に行動する子ども

鋭い人権感覚と高い人権意識をもって、あらゆる人と協調して行動できる子を目指します。
自らの考えも明らかにしつつ、周囲と折り合いをつけて行動できる子どもを育てます。
*心と体を鍛え、自らの未来を拓く子ども

運動の楽しさを味わい、課題に挑戦する姿勢や根気強く取り組む態度を育てます。自分の夢を実現できるための心と体を鍛えます。
※具体的な姿として、「楽只っ子 十か条」^{※資料2}を示し、子どもたちの指針とします。

III めざす教職員像

*授業実践力の向上に努め、自らを高めようと努める教職員

授業を通して子どもの学力向上を目指し、自らの技術と知識を高めようと努力します。

*好意と期待の眼差しをもって児童理解に努め、根気よく取り組む教職員

できないことを決して子どものせいにしません。子どもの気持ちに寄り添い、子どもの力を信じ、課題の背景を理解して、課題克服に向けて根気よく努力します。

*柔軟で豊かな思考力・発想力・創造力・行動力を発揮する教職員

指導のプロとして、課題克服のための様々な工夫や手立て（スマールステップ）を考え、実践します。

*自らの人権感覚を磨き、高い人権意識を有する教職員

自らが人権文化の担い手として、自らを磨き、鋭い人権感覚と高い人権意識をもって自らを律し、子どもに接します。

IV めざす学校像

*子どもが楽しく通う学校

子どもたちが期待をもって楽しく通い、仲間と共に学び合える学校を目指します。

*教職員が生き生きと働く学校

教職員が自校の取組に誇りをもち、同僚と共に創造性豊かな教育活動を実践します。

*保護者・地域と共に子どもを育む学校

保護者の願いを大切にし、地域の特性や人材を生かして、家庭や地域とのつながりを大切に協働して教育活動を進めます。学校評価を生かして、よりよい学校づくりに努めます。

V 学校教育の基本方針

【「確かな学力」の育成】

＜基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用＞

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるようにし、すべての子どもに定着を図ります。帯時間や補習、土曜学習会等を活用して、基礎的・基本的な内容の学習機会を確実に保障し、徹底的に定着を図ります。
- ・帯時間（チャレンジタイム）では、当該学年の内容はもちろんのこと、前年度までの学習内容についても繰り返し練習し、確実な定着を図ります。
- ・ICT機器を活用して、情報の収集・分析・まとめ・発信・伝達等ができる学習活動をつくります。

＜問題解決的な学習や探究活動の充実＞

- ・知的好奇心をもって、実感を伴った理解ができるように、手立てを工夫します。
- ・自ら課題を見つけ、解決する過程を大切にした探究活動を充実させます。

- ・一時間あるいは一単元の流れが、問題解決的な展開になるようにします。
- ・自然体験、社会奉仕体験、ボランティア活動、生産活動（ものづくり等）など体験的な活動を積極的に取り入れます。

＜言語活動の充実＞

- ・相手意識をもって、論理的に思考し、表現する力（話す・書く／記録・要約・説明・論述・発表・討論など）を、すべての教育活動の機会において意識し、実践します。このことを通して、思考力・判断力・表現力を育成します。
- ・学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

＜グローバル化時代における実践的な英語力の育成＞

- ・校内放送や掲示物、読み聞かせ、集会活動など、学校生活において日常的に英語の文字や音声に触れる機会つくります。
- ・英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。お互いの思いが通じ合う喜びを実感できるように授業を工夫します。
- ・授業は、研修等を積んだ専門性の高い教員が担任と共に行います。
- ・中学年からの必修化や高学年での教科化を見据え、1年生から英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ機会を設けます。

＜理数教育の充実＞

- ・「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる指導方法や指導体制の工夫・改善を図ります。特に算数においては、発達の段階に応じて、算数的活動を充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけ、数学的な思考力・表現力と学ぶ意欲の育成に努めます。
- ・理科については、専科教員による授業を行い、事前の教材研究や実験材料の準備を通して、質の高い授業づくりに努めます。

＜LD等支援の必要な子どもの学力向上＞

- ・個の課題を明らかにした上で、行動面への支援にとどまらず、学習面への支援の充実を図ります。そのために、子どもの特性を全教職員で共通理解し、個が認められ、見通しのある学校生活と個に応じた、きめ細かな学力向上の取組を全教職員体制で推進します。
- ・保護者と一緒に個別の指導計画を作成するとともに、S C等専門家の意見も取り入れます。
- ・通級指導教室を利用する子どもの様子について、担任はもとより、管理職や他の教員とも、情報を共有します。

＜幅広い学力の向上＞

- ・子どもにとって様々な実体験や文化的体験も「幅広い学力」としてとらえることができます。確かなめあてやつけたい力をしっかりともって、より多くの体験活動を経験できるようにします。
- ・児童相互の切磋琢磨の機会が少ない現状があります。このことを踏まえ、特に対外的な体験活動や交流（宿泊学習・合同学習・対外試合など）の機会を増やし、あらゆる場面で日ごろ培った自らの力を発揮できるようにします。

＜結果分析と課題克服＞

- ・「全国学力学習状況調査」「京都市学習支援プログラム（ジョイントプログラム・プレジョイント）」「学力定着調査」などの学力調査の結果を分析し、全体の課題を明らかにするだけではなく、個の

課題にも注目し、課題克服のための指針や具体的な方策を明確にします。

【「豊かな心」の育成】

＜道徳教育の充実＞

- ・道徳教育の全体計画に基づき、すべての教育活動における道徳教育のねらいを明らかにして取り組みます。(別葉の作成)
- ・本校の子どもの様子から、重点内容項目を以下のように定めます。
 - A :「善悪の判断、自律、自由と責任」「節度、節制」「希望と勇気、努力と強い意志」
 - B :「相互理解、寛容」
 - C :「公正、公平、社会正義」「よりよい学校生活、集団生活の充実」
- ・互いの考え方や思いを交流する中で、道徳的価値の自覚を深め、自己との関わりを考える授業づくりに努めます。
- ・「道徳の時間」(年間 35 時間)において、4つの内容項目を年間計画に基づいて確実に指導します。
- ・参観日における「道徳の時間」の授業公開を年間 2 回行います。
- ・宿泊学習・学校行事・ボランティア活動等、総合的な学習の時間、児童会、特別活動等の実践活動や体験活動を通して、実践力を育みます。

＜豊かな感性・情操を育む教育の充実＞

- ・地域に住む幼児やお年寄り、障害のある人たちとの交流を通して、自己肯定感や自己有用感を高めます。
- ・身近な動物・植物に親しみ、育てたり観察したりする活動を通して、直接的・間接的な体験を設定します。
- ・理科・生活科・環境教育・野外活動等を通じて、自然の偉大さと大切さに気付き、命のぬくもりと生命のつながりを感じることができる取組を行います。
- ・豊かな芸術文化に触れ、その楽しさや美しさ、よさを味わう活動を充実させ、子どもが感性を働かせる機会（芸術鑑賞教室・土曜学習事業等）を設けます。
- ・外国にルーツをもつ人々との交流を通して、様々な外国の文化や歴史を尊重する多文化共生の態度を養う取組を行います。

＜規範意識の育成＞

- ・あいさつは、人間関係を築く上での基本です。また、学校のきまりはもとより、社会におけるルールを守るための指導を徹底します。
- ・公の場（授業や行事、校外学習）で、ルールを守って発言したり、行動したりできるようにします。(社会で許されない行為は、学校でも許されません)
- ・全教職員が「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を進め、いじめを絶対に許さない、自分も人も大切にする態度を育てます。
- ・非行防止教室・薬物乱用防止教室を実施し、社会生活を送る上で、当然もつべき規範意識を育てます。
- ・スマホ・ケイタイ安全教室等を通して情報モラルについて学習し、インターネット端末を正しく利用できる実践力を育成します。

＜支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり＞

- ・心の通い合う学級集団づくりに向けた学級目標を設定し、子ども同士の絆づくりを積極的に支援します。
- ・すべての子どもが存在感・達成感を感じ、互いのよさを認め合い、協力し合える集団づくりを推進します。
- ・クラスマネージメントシートやアンケート等を活用して、いじめの早期発見・早期解決を図ります。
- ・全教職員が子どもとの信頼関係をしっかりと築き、子どもが自己有用感・自己肯定感を感じられる環境を作ります。
- ・縦割り活動の充実を図り、互いのことを大切に思いやり、責任をもって行動できる態度を育てます。
- ・すべての子どもが障害について理解と認識を深め、互いを尊重し共に成長できるようにします。

【「健やかな体」の育成】

＜運動やスポーツの実践と体力の向上＞

- ・体育学習はもちろん、朝スポーツ、クラブ活動や部活動を通して、技能や体力を高め、運動することの楽しさや喜び、達成感等を味わえる取組を行います。また、生涯体育につながる幅広い運動体験をし、自ら進んで運動やスポーツに親しむ態度を育てます。
- ・新体力テストの結果分析を参考に、本校児童の体力面での課題を明らかにし、体力向上に向けた具体的な取組を行います。

＜保健教育の充実＞

- ・生活点検や保健指導、保健学習、学級指導を通して、自分の生活、からだやこころを見つめ直し、よりよい生活習慣（食事・運動・休養・睡眠の調和）を身に付けようとする子どもを育てます。
- ・子どもにとって目指すべき具体的な行動目標を「楽只っ子 十カ条」^{※資料2}として示し、規律ある生活を送れるように支援します。
- ・保健だよりや家庭訪問等で、保護者に「早寝・早起き・朝ごはん」など、生活習慣確立の大切さを伝えます。
- ・保健指導（けが・病気、HIV、性教育、飲酒、喫煙、薬物乱用防止等）の徹底を図り、生涯を通じて自ら適切な健康管理が行える資質と能力を育成します。
- ・性に関する指導にあたっては、学校全体でその内容や計画について共通理解を図り、指導します。

＜食に関する指導の推進＞

- ・学校給食を「生きた教材」として、食べる喜びと楽しさ、食べようとする意欲と食に対する知識・理解を深めます。
- ・食物アレルギーのある子どもが安心して食事ができるように、保護者と緊密に連絡を取りながら、校内組織（食物アレルギー部会）として対応していきます。

＜安全教育の充実＞

- ・交通安全教室・自転車安全教室を通じて、交通ルールや安全な自転車の乗り方を学びます。
- ・交通事故、水難事故、熱中症、転落事故など危険に関する知識や判断力を身に付けます。
- ・避難訓練を通じて、危険から身を守るための知識や判断力を身に付けます。

＜防災教育・防災管理の充実＞

- ・避難訓練・シェイクアウト訓練を通じて、自らの命を守りぬくために主体的に行動できる態度を育成します。

・校外学習・宿泊学習・野外活動時などの災害発生も想定し、危機管理マニュアルを整備します。

【資料1】「生きる力」

「生きる力」は、第15期中央教育審議会が、第1次答申（平成8年7月）において提言したものである。この答申では、「生きる力」とは「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力であり」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」であり、「たくましく生きるための健康や体力が不可欠である」と説明されている。なお、「生きる力」の知の側面と言われる「確かな学力」とは、「知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものである」と説明している。

「光文書院 教育用語集」より

【資料2】 「楽只っ子 十カ条】

楽只っ子 十カ条～『かっこいい』楽只っ子になるために～

- ①早寝・早起き・朝ごはん・集団登校**
- ②自分から元気よくあいさつする**
- ③ぽかぽか言葉で話す**
- ④仲よく遊び、思いやりをもって行動する**
- ⑤礼儀正しく行動する**
- ⑥そうじをきちんとする**
- ⑦人の話を最後まで聞く**
- ⑧人前で堂々と話す**
- ⑨何事にも挑戦し、自分から積極的に行動する**
- ⑩準備を整え、授業でしっかりと学ぶ**

(平成 28 年度 本校の重点取組)

【確かな学力】を育成するために

○基礎・基本の徹底を図ります。

⇒さかのぼり学習⇒帯時間（チャレンジ学習）の活用⇒**年間計画を立て、着実に**

⇒結果の比較（定期テストなどにより向上を可視化）

○普通授業を充実します。

以下の授業づくりの視点をもとに、子どもに力の付く授業をします。

- (1)めあてを確かめる（自ら問題を作ったりめあてをつくったりする）問題解決型の授業づくり
- (2)自力解決場面の設定する
- (3)板書の工夫（授業の流れ、子どもの思考の流れが見える板書）をする
- (4)ノート指導（協働学習の成果や自分の学習の足跡が見えるノートづくり）をする
- (5)考え方の交流や練り合いをする時間を確保する
- (6)学んだこと（今日の大変）の確かめる
- (7)適応題等で確認する（成果を可視化⇒小テスト）⇒本当に理解できたのかを振り返る
- (8)めあてに沿った振り返りを行う（授業の評価を可視化）⇒新しい課題の発見も含めて
- (9)単元の全体計画〈「出口の明示」とそこに至る過程⇒側面掲示の利用など〉を示す
- (10)一時間の授業の流れを明示する（⇒授業の流れのパターン化）
- (11)一時間の授業（45 分間）の時間配分を考えて授業をつくる
- (12)見通しをもった年間指導計画の作成する

○結果を出します。 フレジョイント・ジョイントプログラムで全市平均点程度

⇒結果の公表（学校だよりにて）

○子どもが自らの思いを堂々と話せるように、言語力を向上させます。

- ・授業中のペアトーク
- ・授業中の「聞く・話す」指導の徹底
- ・授業中の話型の提示
- ・授業中の話し合い活動のルール作り
- ・読書量の増加⇒朝読書の徹底・図書館利用の活性化 **全員が 100 冊読破を**
- ・公の場面での言葉遣いの指導〈伝えたい内容をしっかり理解し、メモを見ずに〉
- ・臨機応変な受け答え
- ・大人に対する敬語の使用

○外国語活動の指導を充実させます。

⇒**ALT/JTE（日本語英語助手）の活用**による指導の充実

○より大きな集団での学習機会を作ります。

⇒**全校で紫野小との合同学習**の充実（合同学習・宿泊学習）

⇒合同学習会を年間 3 回程度設定

○多様な経験の機会を作り、幅広い学力を身につけます。

⇒「土曜学習」事業、京の子ども「かがやき」創造事業の意義の共通理解

⇒「土曜学習」事業、京の子ども「かがやき」創造事業の活用

＜土曜学習＞

A：基礎学力の定着⇒月1回程度、土曜学習会を開き、担任で分担して指導

例) 9:00～10:30 終了後茶道教室へ

B：体験的な活動

- ・配食ボランティア（年間6回）
- ・茶道教室（毎月1回程度）
- ・親子コーラス（PTAコーラス前に6回程度）

＜かがやき事業＞

- ・夏季海浜学習
- ・レッツボランティア
- ・「コンサートへ行こう」「初級学校の学芸会にいこう」
- ・「親子社会見学」（PTA主催）
- ・「親子スケート教室」（PTA主催）

【豊かな心】を育むために

○「道徳の時間」の充実を図ります。

⇒子どもが自分の思いを出して、道徳的価値を考える授業づくり

⇒HP上に「道徳の部屋」のカテゴリーを設け、授業のねらい・児童の様子等を発信します。

○縦割り活動の充実図ります。

⇒縦割りの活動を増やし、自覚を持ち、自らの責任を果たせるようにします。（遊び、清掃、給食）

【健やかな体】を育てるために

○将来に生きる多様な部活動による運動経験の機会を作ります。

「部活動ガイドライン」（案）※資料³に従って、「スポーツに共通の興味や関心をもつ児童が自発的に活動する中で、スポーツの楽しさを味わうとともに、社会性や主体性、規範意識などを育んだり、ともに切磋琢磨しながら異なる学級、学年の児童との交流を深めたりすることで、責任感、連帯感を培う」運動部活動を実施します。

＜基本方針＞

(1) 児童が主人公の運動部活動

- ・達成感が得られ、喜びと生きがいの場
- ・生涯にわたってスポーツに親しむことの楽しさを体感
- ・長期的な観点に立った科学的根拠に基づく指導

(2) 学校の指導方針に即して指導すること⇒学校教育活動の中で

- ・教育課程と効果的に関連させる
- ・適切な練習時間の設定を行う
- ・児童が休日に家庭で過ごす時間への配慮をする（社会体育に委ねる部分を考える）

(3) 発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で行うこと

(4) 指導者が意欲をもって取り組めること

- ・時間外勤務の常態化による心身の疲労
- ・授業準備や教材研究、打ち合わせなどの日常業務への支障

(5) 体罰や暴言は徹底して排除すること

- ・指導者の指導力不足を補う手段として使われる
- ・「熱心な指導の表れ」「強い指導の一環」といった誤った認識
- ・指導者個人の問題ではなく、学校教育に対する信頼を失う

(6) 安全管理を徹底すること

(以上、「部活動ガイドライン」(案) より抜粋)

(共通理解事項)

* 実施は、週3回（月・水・金）

* 部活動の実施 一回 1時間半以内（本校：16:00～17:00）

一児童 一週間に4時間半以内

* 休日練習は行わない。

但し、対外練習試合・全市交歓会を除く

⇒その他、水泳大会7/29（高学年部で担当）、陸上記録会10/18（高学年部で担当）、

相撲大会（年間数回、低学年部で担当）なども希望者を募って。

【本校のH27年度実績】

種別	実施曜日 活動場所	月	水	金
運動	運動場	サッカー／タグラグビー ※交互に実施 ※総合運動部が活動する期間は、 月曜日の練習は休止。	サッカー	タグラグビー
	講堂	総合運動部（卓球／バドミントン） ※全市交歓会参加を目指して、シ ーズン制で実施	バレーボール	バレーボール
文化	育成学級		文化（太鼓）	文化（太鼓）

※運動会、学芸会など大きな行事前には、部活動の休止期間を設ける。

○朝スポーツの実施（全校で運動する楽しさを味わう機会に）

⇒全校児童がともに体を動かす楽しさを味わえる遊びや運動を体験する。

○朝の登校指導を徹底します。（まずは、学校に来る習慣づくり）

⇒一斉登校指導（月1回）・安全指導・教室での出迎え⇒教員の出勤時間8時を努力目標に

⇒不登校傾向の子どもは、早めの連絡や家庭訪問による登校の促しを（担任外を中心）

⇒不登校傾向の子どもは、全教職員で情報共有すると共に、関係機関とも連携を

京都市立小学校運動部活動ガイドライン

【資料3】 「京都市小学校運動部活動ガイドライン」

1. 指導にあたって

- (1) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を明確に示し、すべての教職員が認識を共有すること。
- (2) 指導者任せにすることなく、管理職の指導の下、指導方針に基づいて組織的・計画的に行うこと。
- (3) 部活動指導は、勝利至上主義に陥ることなく、適正な教育活動として意義あるものとすること。また部活動に偏重することなく、学力向上の取組や家庭生活との両立を考え、バランスのとれた、一人一人の児童の健康の維持増進に資する活動になっているかという観点から点検・評価を行い、常に必要な改善・見直しに積極的に取り組むこと。
- (4) 熱中症やけが等を未然に防ぐため、児童の発育・発達の個人差や適性、体調などを考えて部活動の内容を計画し、指導とともに、活動をとおして健康観察を行い、休憩や水分補給などの時間を積極的に設けること。
- (5) 体罰、暴言はいかなる理由においても認められない。

2. 活動日

- (1) 部活動は、児童一人につき、土日などの休日も含め、週3日までとすること。
- (2) 常態化した休日の部活動は行わないこと。(ただし全市記録会、全市交流会、支部交流会、近隣校との練習試合は除く)
- (3) 長期休業期間中も、上記(1)(2)をふまえるとともに、学校閉鎖日はもとより、まとまった休養日を設けること。

3. 活動時間

- (1) 1日の活動時間は、児童一人に付き1時間半程度を上限とすること。
- (2) 児童の下校時の安全や負担を考え、活動は夕方5時までに終了すること。
- (3) 季節を考え、冬期の終了時刻を早めるなどの工夫を行うこと。
- (4) 登校時間前の早朝練習は行わないこと。

4. 部活動以外の活動時間

以上のガイドラインは、部活動だけではなく、学校で行われる陸上練習をはじめ、部活動に類する他の活動にも合わせて適用するものとする。